



## 理念

1. 組合員自らが出資、利用、運営を通して協力協同し、運営に参加・参画する住宅生協であること。
2. 住と住環境すべてにわたり、心の通い合う、日常性のたかい住宅生協であること。
3. 高齢社会、環境問題に配慮し、国民の健康にして文化的生活の向上に資する住宅生協であること。
4. 協同組合間の協同をはじめ、各団体・組織との連帯・連携を重視する住宅生協であること。
5. 住宅生協をひろく宣伝し、社会と時代の要請に応え、明るいまちづくりをめざす住宅生協であること。

発行人／生活協同組合・消費者住宅センター  
理事長 藤井 篤

〒164-0011 東京都中野区中央5-6-2 新中野ビル7F  
TEL 03-5340-0620 (代表)  
FAX 03-5340-0621  
http://www.iecoop.jp/  
E-mail:info@iecoop.jp

# 持続可能な開発目標 (SDGs) を世界の人々とともに

2015年に国連が採択した「持続可能な開発目標 (SDGs)」(通称「グローバルゴールズ」)は、17の目標を示し、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるよう普遍的な行動を呼びかけました。

気候変動や経済的不平等、イノベーション、持続可能な消費、平和と正義などの新たな分野を優先課題とし、人間と地球の両方にとってプラスとなる変化の実現を目指しています。

SDGsのめざすものは、協同組合の理念と重なり、国際協同組合同盟 (ICA) に大きな期待が寄せられる中、日本生協連を始め、東京都市協連、各生協で活動方針に取り上げられています。住まいは人間生存の基盤です。住宅生協においても、SDGsの達成に向けた行動を意識していきます。

## 目標11…住み続けられるまちづくりを

17の目標の内、住宅生協の事業でもっとも関連のある「目標11…住み続けられるまちづくりを」には、「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする」ことを掲げています。現在、世界人口の半分以上が都市部で暮らし、2050年までに都市人口は65億人と、全人口の3分の2に達する見込みで、極度の貧困は都市部に集中することが多いため、スラム化を防ぎ、安全で手頃な価格の住宅確保、都市の安全、公共



交通機関を始めとするインフラ整備など、持続可能な都市計画や管理の改善が求められると指摘しています。

## コープSDGs行動宣言

第68回日本生協連通常総会(6/15)において、コープSDGs行動宣言が採択されました。「生協の21世紀理念(1997年総会決定)」のもと、助け合いの組織として、誰もが笑顔でくらすことができ、持続可能な社会の実現をめざしてきました。その上に立つて、次の7つの取り組みを通じて、世界の人々とともにSDGsの実現をめざします。

○ 持続可能な生産と消費のために、商品とくらしのあり方を見直していきます

○ 地球温暖化対策を推進し、再生可能エネルギーを利用・普及します

○ 世界から飢餓や貧困をなくし、子どもたちを支援する活動を推進します

○ 核兵器廃絶と世界平和の実現をめざす活動を推進します

○ ジェンダー平等(男女平等)と多様な人々が共生できる社会づくりを推進します

○ 誰もが安心してくらし続けられる地域社会づくりに参加します

○ 健康づくりの取り組みを広げ、福祉事業・助け合い活動を進めます

## 第43回通常総代会報告

みんなの力を結集して、経営再建の  
展望を切り開きましょう

第43回通常総代会が6月16日(土)午後2時より、新中野ビル4階会議室で開催されました。総代定数100人のところ83人(本人出席41人)が出席し、第1号議案2017年度事業報告・決算関係書類承認の件、第2号議案2018年度事業計画及び予算決定の件、第3号議案2018年度役員報酬額決定の件、第4号議案役員選任の件、第5号議案規約一部変更の件の5議案全てが可決承認されました。

2017年度の事業実績は、総事業高4億6,716万円、前年比100.5%で、3年連続4億6千万円台に留まりました。経費を前年より1千万円削減し、経常剰余金は△136万円と、前年より赤字幅を減らすことが出来ましたが、特別損失253万円が発生したため、当期剰余金は△408万円で赤字克服には至りませんでした。一方、経費はこの2年間で2,700万円を削減したことにより、労働生産性は向上し、黒字構造への転換に後一步のところまで経営改善が進みました。

2018年度の主な事業計画は、経営再建を柱としつつ、「人生100年時代」・「住み慣れた家に住み続ける」をテーマに、「新たな住宅セーフティネット制度」を活用したリフォーム工事、「外付鋼板耐震補強工法」による耐震補強工事、新しくアップした塗装のWeb広告などで受注拡大を図っていきます。また、地域の中での組合員のネットワーク活動を推進し、地域に密着した事業の展開と組合員交流を図っていきます。そして、これらを進める新しい役員体制は、半数が住宅生協の事業に携わる現役という構成になりました。

総代からは、予算達成の裏付けについて、家づくりのなかで小さなスペースの活用について、空き家問題について、役員構成について、地域ネットワーク活動について、私道埋設管のリニューアル工事についてなど、事業運営に対する活発な意見が出されました。



## ◎新役員

| 役職   | 氏名                                       |
|------|------------------------------------------|
| 理事長  | 藤井 篤 (弁護士、アルタイル法律事務所長)                   |
| 副理事長 | 浅井 春夫 (農林水産省職員生活協同組合顧問)                  |
| 専務理事 | 大関 恵士 (常勤)                               |
| 理事   | 岩丸 郁也 ((有)福岡建築事務所専務取締役、協力業者会「虹の会」副会長)    |
|      | 小野 清 (常勤)                                |
|      | 千賀 良作 (一級建築士、(株)千賀建築設計事務所代表取締役)          |
|      | 藤谷 恵三 (一般社団法人地域医療・福祉研究所専務理事)             |
|      | 細谷 紫朗 (東京借地借家人組合連合会事務局長)                 |
|      | 森 美紗子 (元東京保健生活協同組合常務理事)                  |
|      | 渡邊 正 ((有)コープハウス・リフォーム代表取締役、協力業者会「虹の会」会長) |
| 監事   | 井上 礎幸 (税理士、多摩合同会計事務所代表社員)                |
|      | 瀬下 小太郎 (元東京都職員生活協同組合理事長)                 |

## 第43期決算公告 貸借対照表の要旨

(2018年3月31日現在) (単位:千円)

| 資産の部      |        | 負債の部      |        |
|-----------|--------|-----------|--------|
| 流動資産      | 53,776 | 流動負債      | 46,914 |
| 現金及び預金    | 21,660 | 工事未払金     | 31,410 |
| 建築供給未収金   | 21,078 | 利用事業買掛金   | 4,026  |
| 利用事業供給未収金 | 2,493  | 未成工事受入金   | 1,950  |
| 未成工事支出金   | 9      | 未払金       | 487    |
| 未収入金      | 6,200  | その他       | 9,041  |
| その他の      | 2,536  | 固定負債      | 13,497 |
| 貸倒引当金     | △200   | 退職給付引当金   | 6,432  |
| 固定資産      | 9,544  | 預り保証金     | 7,065  |
| 有形固定資産    | 455    | 負債合計      | 60,412 |
| 無形固定資産    | 236    | 純資産の部     |        |
| その他固定資産   | 8,852  | 組合員出資金    | 69,467 |
| 関係団体出資金   | 2,340  | 損失        | 66,558 |
| 子会社等株式    | 5,000  |           |        |
| 差入保証金     | 1,503  | 純資産合計     | 2,909  |
| 供託金       | 9      |           |        |
| 資産合計      | 63,320 | 負債・純資産の合計 | 63,320 |

## 損益計算書の要旨 (2017年4月1日から2018年3月31日まで) (単位:千円)

|        |         |          |        |
|--------|---------|----------|--------|
| 総事業高   | 467,167 | 特別利益     | 0      |
| 総事業原価  | 392,542 | 特別損失     | 2,536  |
| 総事業経余  | 74,625  | 税引前当期損失金 | 3,903  |
| 総事業経費  | 78,080  | 法人税等     | 180    |
| 事業損失   | 3,455   | 当期損失金    | 4,083  |
| 事業外収益  | 2,737   | 当期首繰越損失金 | 62,476 |
| 事業外費用  | 650     | 当期末処理損失金 | 66,558 |
| 事業経常損失 | 1,367   |          |        |

## 《第43回通常総代会総代名簿(組合員No.順)》

【東部地区】佐藤愛子、都築順子、森定京平、増田秀弥、中島行雄、鈴木光男、鋤柄隆、大原令子、仲倉弘子、千賀良作、古渥敦子、大場美智子、谷口辰二郎、高橋章、関口修、馬山春雄、木下絹子、木村光明、金谷融、高嶋延壽、板倉洋子、橋本久夫、堀田希一、黒瀬和栄、栗原哲治、四栗浩明、塚本謹一、菊島清介、佐藤孝治、豊原和子、渡邊賢、加島秀郎、朝比奈健一、田中芳樹、高米子、若月慎司、松浦真理子、飯沼恵、今井出、津田直子、羽賀育子、向山たつ美、中村紀子、内藤芳市、井上悟

【北部地区】井上徹二、飯田英雄、飯島美紗子、高島重紀、関谷治、古館栄吉、望月信也、大久保光弘、野上利行、後藤隆、神山幸恵、細谷勝、岡田寛、吉田桂子、熊谷博道、坂本尚登、鐘江正志、柳田敏子、高信正勝、服部繁、百瀬幸弘、本橋裕介、塚田志志、藤森陽、小野塚洋行、池田博次、横内憲、川口収知、白石智子、門叶智子

【南部地区】梨本雅光、日野和人、吉田マチエ、日向巖、野尻貞子、宮本晴義、相原孝行、山崎三平、石堂隆、石井督人、里見陽子、橋本利夫、新城潤一郎、金世一郎、黒瀬賢治、本名茂雄、阿部茂夫、鈴木良勇、伊藤志津子、松浦貴志、藤田孝義、清水裕子、南雲章吉、野尻豊、高木次郎

# 協同の輪をひろげよう！

## 地域ネットワークづくり

各地区で様々な取組みが動き出しました。是非居住されている地区の活動にご参加ください。また、これからの各地域のネットワークづくりに参加・参画ください。

### ○東部地区「中野・杉並ネットワーク」

4月24日に「春を感じて」中野散策めぐり」を開催しました。中野区以外の方も含め、18人が参加。新井薬師駅出発↓ひょうたん池↓哲学堂↓野方配水塔↓江古田古戦場の碑↓フライングソーサー（雑貨店）↓歴史民俗資料館↓沼袋区民活動支援センター↓明治寺↓沼袋駅解散と、3時間盛り沢山のコースでしたが、皆さん元気に自然と歴史を堪能しました。次回秋に「落語を聞く会」を計画する予定です。



春を感じて中野散策めぐり

### ○北部地区

北部地区では、地域の組合員の交流の場として、「そんなもん流しの集い」を企画します。お気軽にお越しください。

日時：8月25日（土）10：00～14：00  
場所：組合員の関合様宅（東村山 市多摩湖町4-18-29）

参加費：大人1,000円  
子供500円

問い合わせ先：北部地区担当

高坂（コウサカ）

080-3367-7266



### 《在宅介護講座》

6月2日に看護師でもある森 芙紗子理事を講師に、「在宅介護講座」を東京都生協連会館会議室で開催し、16人が参加しました。いざ介護が発生すると、大変さが一気に押し寄せるので、書き出して整理しておくこと。また、一人で頑張りすぎないことなど、具体的な事例をあげて、参加者が抱えている問題にも一つ一つ丁寧に応え、いろいろ示唆に富んだ講座でした。



在宅介護講座

### ○南部地区「日野・八王子支部」

南部地区の組合員を対象に、8月8日（水）親子工作教室「東京の木で子ども将棋を作ろう」を開催します。開催場所は定例会を開いている「コミュニティハウス アウル」（日野市豊田）です。住宅生協を通して、木とのふれあいとともに、多世代にわたる交流の場を設けることで、住宅生協の活動の幅を広げて行くこと意識して企画しました。



動物将棋

## 備えよう消費税増税！

### ●工事請負契約の消費税経過措置（予定）

延期となった消費税率10%への引上げが予定通り、2019年10月1日から施行される場合、前回同様の経過措置が取られ、2019年3月31日までに契約を完了しておけば、引き渡しは2019年10月以降になっても現行税率の8%です。



2017年4月予定から延期された消費税10%が、変更がない限り2019年10月1日に施行されます。食料品などを税率8%に据え置く「軽減税率」の導入が検討されていますが、新築・建替え・リフォームなど建築に関わる請負工事は、適用外で税率は10%の予定です。建築工事は工事内容が大小様々で、2%アップであっても家計には大きな負担となります。増税前に必要な修繕や改築は済ませておきたいものです。施行間際に慌てずに、今から準備をしておきましょう！

2014年の増税時に設けられた注文建築等の「工事請負契約」の特例が、今回も準用される見込みです。内容は、2019年4月1日（「指定日」）の前日（2019年3月31日まで）までに締結した請負契約の場合、2019年10月1日（施行日）以降に引渡しを受けても、税率は8%という経過措置が設けられます。（図参照）

予定表にありますように、建替えや大規模なリフォームをお考えの方はお早めにご相談ください。

# 空き家・空き室に「新たな住宅セーフティネット制度」の活用を

高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な人は今後も増加する見込みですが、一方で、空き家・空き室も増えることから、それらを活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とした制度が昨年10月からスタートしました。

この制度は、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居等への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援の3つの柱から成り立っています。その中から、②登録住宅の改修や入居等への経済的な支援について、次頁で紹介します。



## メリット 1

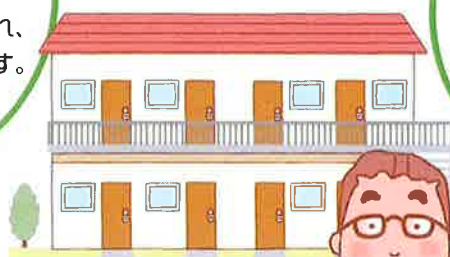
登録した空き家・空き室は、国土交通省が管理する専用ホームページに掲載され、広く周知することができます。

## メリット 2

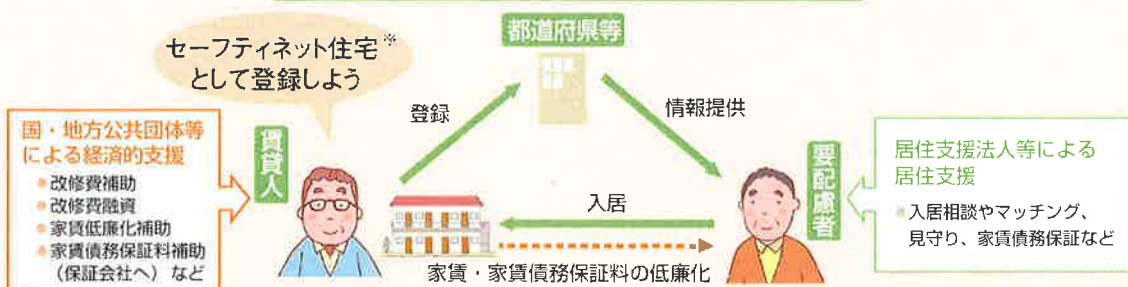
入居者受け入れにあたり必要な改修を行う場合は、補助を受けることができます。

## メリット 3

居住支援法人等によって、入居者の確保がしやすくなります。入居前・入居後における不安や問題も相談でき、解決のサポートが受けられる場合があります。



### 「新たな住宅セーフティネット制度」イメージ



※セーフティネット住宅とは：住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録した住宅

「住宅確保要配慮者」とは、住宅の確保に特に配慮を要するものとして、以下の方が法律や省令等で定められています。

- 低額所得者（月収 15 万 8 千円以下）
- 被災者（発災後 3 年以内）
- 高齢者
- 障害者
- 子育て世帯（高校生までの子供を養育する世帯）
- 外国人
- 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後 3 年以上経過）
- 地方公共団体が地域の実情に応じて定める者
- 等



# 登録住宅の改修や入居等への経済的な支援

## 1 改修工事の費用補助

住宅確保要配慮者専用の住宅については、改修費用に対して補助を受けることができます。

|           | 国による直接補助                                                                                                                                                                                  | 地方公共団体を通じた補助                                                                                                                                |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業主体等     | 大家等                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                             |
| 補助対象工事等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>共同居住用住宅に用途変更するための改修</li> <li>居住のために最低限必要と認められた工事</li> <li>居住支援協議会等が必要と認める改修工事（防火・消火対策工事、ヒートショック対策工事など）</li> </ul> ※上記工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む）も補助対象 | <ul style="list-style-type: none"> <li>間取り変更</li> <li>耐震改修</li> <li>バリアフリー改修工事</li> </ul>                                                   |
| 補助率・補助限度額 | 国 1 / 3<br>補助限度額：50万円／戸<br>※共同居住用のための改修、間取り変更又は耐震改修工事を実施する場合は各々2倍の限度額となる                                                                                                                  | 国 1 / 3 + 地方 1 / 3<br>100万円／戸                                                                                                               |
| 入居対象者     | <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て、高齢者世帯、障害者世帯</li> <li>低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）</li> <li>被災者世帯</li> </ul> 等                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て、高齢者世帯、障害者世帯（月収38.7万円（収入分位70%）以下）</li> <li>低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）</li> <li>被災者世帯</li> </ul> 等 |
| 家賃        | <ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅に準じた家賃の額以下であること。</li> <li>※例東京都文京区：6.7万円、大阪市：6.4万円、静岡市：5.4万円、青森市：4.4万円</li> </ul>                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。</li> </ul>                                                               |
| その他主な要件   | 要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること。                                                                                                                                                              |                                                                                                                                             |

## 2 改修工事費の融資

登録住宅のリフォーム資金融資として、（独）住宅金融支援機構（JHF）の融資を利用することができます。

|        |                                             |                 |                                                                                      |
|--------|---------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 融資額の上限 | 融資対象工事費用の8割                                 | 融資の対象となるリフォーム工事 | 次のいずれかの工事<br>① 1の改修費補助の対象となり得るリフォーム工事<br>② JHFが定める技術基準に適合する工事<br>※詳細はJHFのHPをご参照ください。 |
| 返済期間   | 20年以内（1年単位）                                 |                 |                                                                                      |
| 融資金利   | 全期間固定金利<br>※具体的な金利水準については、JHFホームページでご確認ください |                 |                                                                                      |

## 3 家賃低廉化の補助

住宅確保要配慮者専用の住宅については、家賃の低廉化に係る費用に対して補助を受けることができます。

|           |                                                                                   |         |                                                                 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 事業主体等     | 大家等                                                                               | 低廉化前の家賃 | 近傍同種家賃と均衡を失しないこと                                                |
| 低廉化対象世帯   | 月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯<br>※生活保護（住宅扶助）等を受給している世帯を除く。                               | 低廉化前の家賃 | 管理開始から原則10年以内等<br>※ただし、同一入居者への補助の総額が国費で240万円／戸・年を超えない場合は、最長20年間 |
| 補助率・補助限度額 | 国 1 / 2 + 地方 1 / 2<br>（国費限度額：2万円／戸・月）<br>※家賃と保証料に係る支援は、国費を合計して24万円／戸・年を限度として併用可能。 |         |                                                                 |

## 4 家賃債務保証料の補助

住宅確保要配慮者専用の住宅について、初回の家賃債務保証料の低廉化に係る費用に対して補助を受けることができます。

|         |                                                     |         |                                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 事業主体等   | 登録家賃債務保証会社及び居住支援法人                                  | 低廉化前の家賃 | 国 1 / 2 + 地方 1 / 2<br>（国費限度額：3万円／戸）<br>※家賃と保証料に係る支援は、国費を合計して24万円／戸・年を限度として併用可能。 |
| 低廉化対象世帯 | 月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯<br>※生活保護（住宅扶助）等を受給している世帯を除く。 |         |                                                                                 |

※1のうち地方公共団体を通じた補助、3、4の補助については、地方公共団体により、実施の有無や補助の要件が異なりますので、各地方公共団体へお問い合わせください。

（国土交通省のリーフレットより）

# 暮らしの法律相談室

生協・消費者住宅センターの顧問弁護士宮地理子先生に「暮らしの法律相談室」を担当して頂きます。素朴な疑問や困った問題など実際に対応した事案を紹介したいと思います。

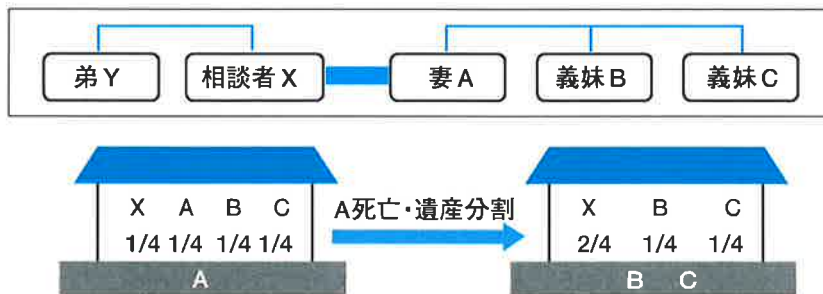
Q

X(80歳男性)は、妻Aが所有する中野区の土地上に、A、Aの妹B・C(A・B・Cは三姉妹)と4名で同居していました。その建物は、20年前に建てたものでX、A、B、Cが4分の1ずつ共有持分を持っています。X・A間には子がおらず、X、Aの各両親は他界しています。

先日、Aが亡くなりました。相続人であるX、B、Cで遺産分割協議を行い、Aの土地は、B・Cが相続し、Aの建物の持分はXが相続することにしました。X、B、Cで、遺産分割協議書を作成し、土地と建物の相続登記手続を行いました。

Xは、ふと、次は自分が亡くなったら、相続はどうなるのだらうと考えました。Xには、地方で暮らしている弟Yがいますが、Yは素行が良くなく、仲が悪いため、連絡を取っていません。

Xは、自分が亡くなった場合、この建物はB・Cのものにして、B・Cが安心して暮らせるようにしたいと考えています。どうしたらよいでしょうか。



A

Xが亡くなられた場合、配偶者であるAは既に亡くなり、お子さんもしゃらない、両親も既に亡くなっている、弟Yのみが法定相続人となります。Xが亡くなると、Xの財産も負債も全て、Yが相続することになります。

ところで、Xは、建物の持分4分の2を、法定相続人であるYではなく、義理の妹B・Cに残すことを希望されています。Xは、建物をB・Cに遺贈する内容の遺言を作成するという方法で、希望を叶えることができます。

たとえば、「Xの所有する建物の持分4分の2のうち、4分の1をBに遺贈し、4分の1をCに遺贈する。」という内容にすれば、建物は、B・Cの共有となり、Yが建物の持分を取得することはありません。

遺言は、X自身が自筆で書き、日付と印鑑を押して封筒に入れ、自ら保管することで作成できますが、要式に不備があつて無効になったり、死後に発見されなかったりするおそれがあります。

遺言を確実なものとするためには、公正役場で、公正証書の遺言として作成することをおすすめします。



宮地 理子 顧問弁護士

## <略歴>

2008年

弁護士登録、第二東京弁護士会所属、弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所

2010年11月～2014年4月

沖縄県石垣島にある八重山ひまわり基金法律事務所の所長弁護士として赴任

2014年5月～2015年3月

弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所

2014年6月～

生協・消費者住宅センター 顧問弁護士

2015年4月～

弁護士法人アルタイル法律事務所



弁護士法人 アルタイル法律事務所

建築 / 不動産・賃貸借 / 相続

その他様々な分野のご相談、ご依頼をお受けしております。

住所：東京都新宿区四谷2-9 NK第7ビル6階

TEL：03-6380-5613 (月)～(金) 9:00～17:00

URL：<http://altair-law.com/>

今回は、世界一周の船旅『ピースボート』に過去7回参加された伊藤志津子さんの第96回オセアニア一周（2018年1月8日～3月4日）のエピソードを紹介します。

2018年1月24日にパース、29日にアデレード、31日にメルボルン、2月2日にタスマニア島、5日にシドニーと、ピースボートに乗船して港から町に入り交流を重ねました。オーストラリアは日本の20倍の面積と数多くの固有種の動物コアラやカンガルー等の有袋動物が棲息する国。

訪れて出会いに感動したのは先住民のアボリジニが占領された白人達から粘り強く獲得した権利です。

一、公の会の前には必ずアボリジニの伝統文化を知らせるための時間を設けてから開始する事（踊り、音楽）。

二、土地は先住民からの借りものである事。

アボリジニの宗教と文化を守るため、世界遺産であるエアーズ・ロックも来年くらいで登ることは出来なくなるそうです。

ピースボートの代表の一人である川崎哲さんはノーベル平和賞を受賞したICANに所属しており、人類を滅亡させる核兵器反対の運



「アボリジニの演奏」



「船長を囲んで、前列右が伊藤さん」

動に、乗船していた広島の被爆者の方々とアデレードでのICAN街頭アピールにも参加できました。アクセスの関係でピースボートの乗船者はほとんど参加できませんでしたが、地元オーストラリアの平和団体の方々の熱心さと誠実な活動に感動しました。

日本人の忘れていているもの、これから向かわなくてはならない真実は何かを考えさせられた旅でした。（日野市 伊藤志津子）

### 伊藤さんからみたピースボートの魅力

日本ではわからない各国のなまの姿や実情がわかること、乗船者のなかには著名な方々も乗っているという身近に生の講演を聴き意見を交換したり、数多くのカルチャーにも無料で参加できることです。

## お知らせ

### □シロアリ消毒の営業にご注意ください

シロアリ消毒で当生協と誤認するような、他社の電話や訪問による「シロアリ消毒の営業があった」という問い合わせが後を絶ちません。当生協の定期点検はハガキをお送りした後、組合員からお申込みを受けるか、シロアリ防除工事の部署から電話で点検のご希望をお伺いするなどが主な業務となっています。シロアリ消毒に関して、組合員との事前確認なく、訪問することはありません。訪問営業があった時、住宅生協かどうか充分確かめてご対応ください。

また、担当者はハウスマンアドバイザーとして、住宅生協の名刺を所持していますので、訪問営業に対しては名刺の提示を求めてください。十分ご注意の上、万が一不審なことがありましたら、住宅生協にご一報ください。

### □塗装のWeb広告をご覧ください。

チラシなど紙ベースから宣伝媒体はインターネットによる広告が多くなってしています。住宅生協でも今回塗装工事に特化したディスプレイ広告をアップしました。次のアドレスをクリックしてご覧ください。

<http://paint.iecoop.jp/>

### □住所変更の届出を

センターだよりは年3回から4回発行しています。情報伝達や組合員の交流という媒体としての役割に留まらず、郵送することによって組合員さんの所在確認の意味も含まれています。住所変更がありました遅滞なく生協の事務局へご連絡をください。

切り取り線

郵便はがき

料金受取人払郵便

中野局承認

6927

差出有効期限  
2020年3月  
31日まで

1648790

2 2 1

東京都中野区中央5-6-2  
新中野ビル 7F

生活協同組合・  
消費者住宅センター 行



フリガナ

名 前

住 所 〒

T E L

E-mailアドレス

現在加入している生協名

生協

# タカラスタANDARD『ショールーム』見学会

タカラスタANDARD

各会場とも **7月29日(日)** (13:30~15:00)**参加者募集!**

- 定員：各15名様（定員になり次第締め切らせて頂きます。）
- 申込締切日：7月25日

## 新宿ショールーム

新宿区西新宿6-12-13

東京メトロ丸の内線「西新宿駅」より徒歩7分  
都営大江戸線「都庁前駅」より徒歩7分

●見学会お申込の方には、「参加証（地図）」をお送りします



参加者の方に  
「ステキな商品」  
をプレゼント!

**無料!**

## 三鷹ショールーム

三鷹市大沢2-7-2

西武多摩川線「多磨駅」より徒歩22分  
西武多摩川線「新小金井駅」より徒歩31分  
JR中央線「東小金井駅」南口より徒歩38分

## 「東京の木の割箸（2膳）セット」プレゼント中

プレゼント期間：7月1日～9月30日まで

上記の期間中に下記のハガキをご記入して送って頂くと、  
先着50名様に「東京の木の割箸（2膳）セット」を差し上げます。

切り取り線

## 無料個別相談会 住宅・リフォーム・マンション管理・不動産売却

- 7月21日(土) 10:00~16:00
- 9月15日(土) 10:00~16:00

会場／新中野ビル 7F

※お申込みは電話又はハガキによる完全予約制とさせていただきます。

☎0120-670-620 又はハガキ



## 無料法律個別相談会

- 8月28日(火) 15:00~15:30 1組
- 15:35~16:05 1組
- 16:10~16:40 1組

会場／新中野ビル 7F

些細な悩み（法律）でもご相談下さい。

※お申込みは電話又はハガキによる完全予約制とさせていただきます。

☎0120-670-620 又はハガキ

生協・消費者住宅センター  
弁護士 藤井 篤 理事長

※なお、法律無料個別相談会に参加の方は、住宅生協の組合員または、新規加入住宅生協組合員に限ります。

## 会場案内図



※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

## CO-OP 無料個別相談会・見学会

ご参加欄を☑チェックし、必要事項をご記入下さい。

### タカラスタANDARDショールーム見学会

- ☐ 7/29(日) 参加します 参加人数 人
- ☐ 新宿ショールーム ☐ 三鷹ショールーム

### 住宅・リフォーム・マンション管理・不動産売却 無料個別相談会

- ☐ 7/21(土) 参加人数 人  
相談希望時間 午前・午後 時頃
- ☐ 9/15(土) 参加人数 人  
相談希望時間 午前・午後 時頃

### 無料法律個別相談会

- ☐ 8/28(火) ☐ 15:00~15:30
- ☐ 15:35~16:05
- ☐ 16:10~16:40

### 住まいの無料点検 無料個別相談会希望

☆ 下記のあてはまるものにチェックを入れて下さい。

- ☐ 新築 ☐ リフォーム ☐ 設備（キッチン・浴室・トイレ等）
- ☐ 屋根 ☐ 外壁 ☐ 雨樋 ☐ ベランダ（防水・さび等）
- ☐ 床下点検（シロアリ） ☐ 簡易耐震診断（無料）
- ☐ マンション管理相談 ☐ 不動産売買相談
- ☐ 防犯 ☐ 太陽光発電 ☐ 相続税相談 ☐ 借地相談
- ☐ その他（ ）

※ご意見・ご質問等ありましたらご記入下さい。

